家庭用エネルギー学習会

エネルギー高・物価高に消費者はどう向き合うか
～「鶴岡灯油裁判」から今を考える～

講師：生協共立社　組織本部　組織部
鶴岡地域責任者　**土田光恵さん**

1974年、鶴岡生協の組合員が裁判に立ちあがった。「ゾウを倒そうとするアリ」と例えられた「鶴岡灯油裁判」。原告は鶴岡生協（現　生活協同組合共立社）の組合員1654人。全国初の「主婦たちの灯油裁判」と称され、消費者保護を大企業に求めた裁判だった。1989年敗訴した最高裁判決に対しては多くの批判の声があがり、消費者保護の立法へとつながった。消費者・生活者の権利を求め続けることの大切さを一緒に考えてみましょう。

2025年
11月7日（金）
10:30～12:00

会場：フォレスト仙台2階
第7会議室
来場参加またはオンライン参加
（定員　各80人）
参加費　　無料　※託児なし

応募締切：10月30日（木）必着

お申し込みは、FAX・メール・ハガキでご応募ください

ご応募は
コチラ　⇒

●メールの方は下記のアドレスに送信ください
①お名前　②来場参加またはWEB参加　③来場の場合は参加人数を記入ください。
●FAX・ハガキで申し込みの方は、住所・電話番号もお書きください。

★申込者全員ご参加できます（※案内書送付なし）
★いただいた個人情報は、学習会管理以外の目的には使用いたしません。

主催・お申込先
宮城県生活協同組合連合会
〒981-0933
仙台市青葉区柏木1-2-45フォレスト仙台5F
TEL：022-276-5162　FAX：022-276-5160
E-mail：kenren@miyagi.coop